

令和4年度 第1回水戸市都市交通戦略会議全体会議

日時 令和4年7月28日（木）

午前10時～

場所 水戸市役所4階

政策会議室

会議次第

1 開会

2 会長挨拶

3 協議事項

議案第1号 役員の改選について…資料1

報告第1号 専決処分について（令和4年度水戸市都市交通戦略会議補正予算（第1号））

…資料2

4 報告事項

(1) バス交通実態調査について…資料3

(2) 関鉄グループバス共通 IC金額式定期券について…資料4

(3) 路線バス「常磐の杜線」の延伸について…資料5

(4) 茨城Ma a S 共通基盤の構築と公共交通運行データ利活用推進の中間報告について

…資料6

(5) みとMa a S（仮称）について…資料7

(6) 令和4年度における1,000円タクシーの運行方針について…資料8

(7) 水戸市内でのシェアサイクルの導入について…資料9

(8) グリーンスローモビリティについて…資料10

5 その他

6 閉会

（参考資料）

- ・ 水戸市都市交通戦略会議規約
- ・ 水戸市都市交通戦略会議会長専決規程
- ・ 水戸市都市交通戦略会議財務規程

議案第 1 号

役員の改選について

水戸市都市交通戦略会議規約第 5 条の規定に基づき、役員の改選について、別紙のとおりとする。

令和 4 年 7 月 28 日提出

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

別紙

事務局（案）

役員名	氏 名
会 長	金 利昭（再任）
副会長	熊澤 貴之（再任）
監 事	澤畠 正志（再任）
監 事	堀井 武重（再任）

報告第 1 号

専決処分について

水戸市都市交通戦略会議財務規程第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度水戸市都市交通戦略会議一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のように処分したから、同第 3 条第 2 項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和 4 年 7 月 28 日提出

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

別紙

令和4年度水戸市都市交通戦略会議補正予算（第1号）

令和4年度水戸市都市交通戦略会議の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ1,200千円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ4,804千円とする。

2 収入支出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「第1表収入支出予算補正」による。

上記については、水戸市都市交通戦略会議の議決に代え、水戸市都市交通戦略会議財務規程第3条第1項の規定により処分するものである。

令和4年7月6日処分

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

第1表 収入支出予算補正

【収入の部】

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A+B)
1 負担金	1 負担金	3, 200	1, 200	4, 400
		3, 200	1, 200	4, 400
2 補助金		401	0	401
	1 国庫補助金	400	0	400
	2 その他	1	0	1
3 繰越金	1 繰越金	1	0	1
		1	0	1
4 諸収入	1 諸収入	2	0	2
		1	0	1
		1	0	1
収 入 合 計		3, 604	1, 200	4, 804

【支出の部】

(単位：千円)

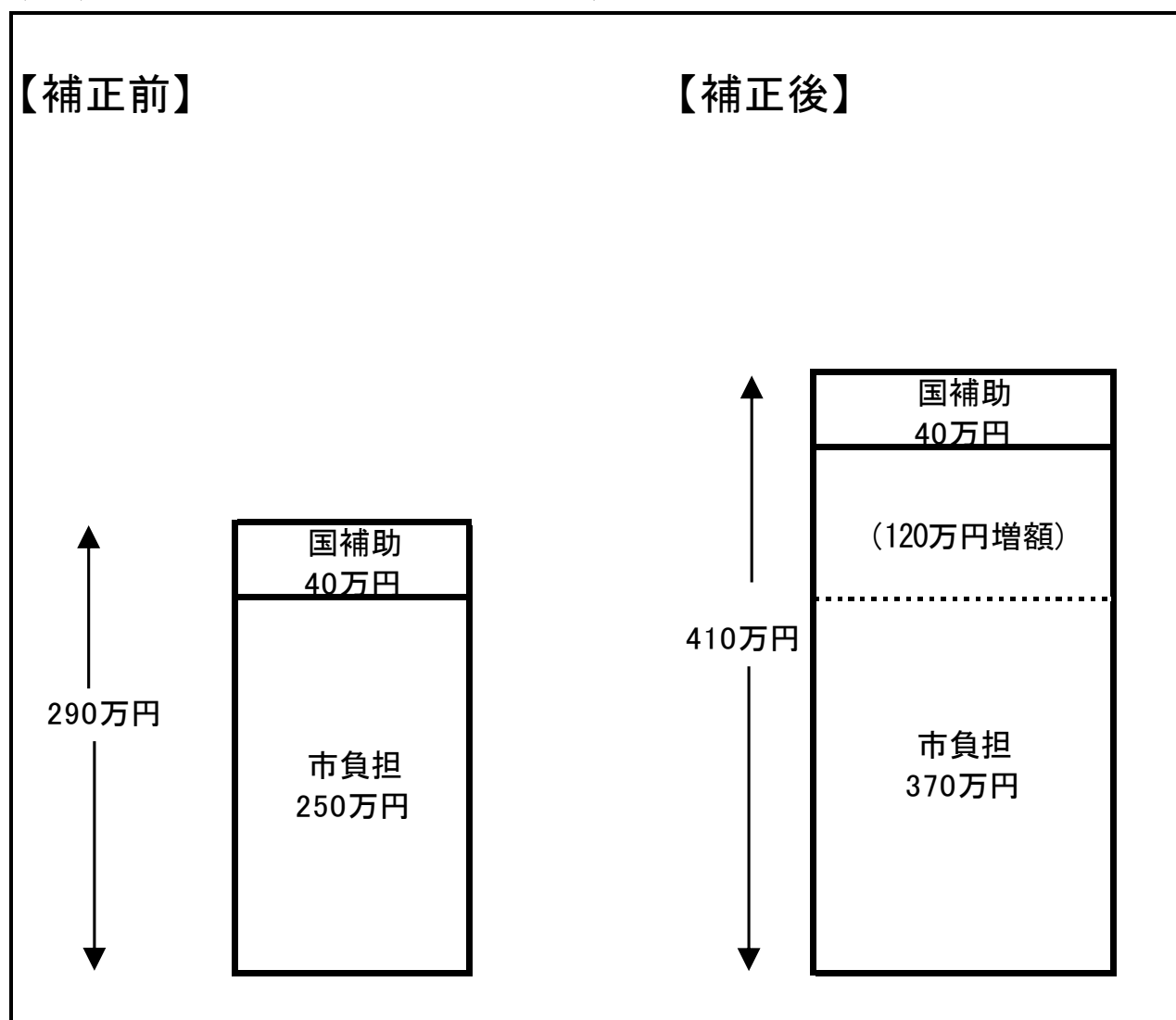
款	項	補正前の予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A+B)
1 事業費	1 事業費	2,900	1,200	4,100
2 総務費	1 総務費	703	0	703
3 予備費	1 予備費	1	0	1
支出合計		3,604	1,200	4,804

【参考】 予算補正の理由

市民の路線バス利用実態を把握するためのアンケート調査費用について、令和4年度予算で5,000,000円を計上し、うち2分の1相当額が国の補助対象となる予定だったが、この度、本調査に係る補助金の交付予定額が約400,000円となる旨、国から内示を受けた。

当該調査は、市内を運行する路線バスの課題を把握し、施策の方向性を決定するために必要なものである。現行の市公共交通基本計画は令和5年度で終了するため、新たな基本計画を策定するに当たり、今年度中に調査を実施する必要がある。

そこで、委託内容を精査し、調査費用を4,100,000円まで縮減した上で、不足分の1,200,000円を水戸市に追加で負担してもらい、調査費用に充てることとする。



バス交通実態調査について

1 概要

現行計画である「水戸市公共交通基本計画」は、平成 22 年度に水戸市が実施した「バス交通実態調査」の調査結果に基づき、路線バスの課題を抽出し、重点施策に反映した。

計画期間終了に伴い、現計画と今回の調査との間における市民の意識の変化状況を主に調査するため、市民や利用者を対象とした、バス交通に関するアンケート調査を実施する。

2 実施内容

市民及び利用者を対象としたアンケート調査により、路線バスの顕在的・潜在的なニーズ等を把握する。

- (1) 配布地域 市内全域
- (2) 配布部数 5,000 世帯（無作為抽出）
- (3) 配布方法 郵送により配布
- (4) 調査内容

平成 22 年度の「バス交通実態調査」で調査した内容を、近年の情勢を踏まえて設問を更新して調査する。

- ・ 外出の際の交通手段（参考：基本計画 19～23 ページ）
- ・ 路線バスサービスに対する満足度、不満点等（参考：基本計画 40～43 ページ）

3 実施スケジュール

- ・ 令和 4 年 8 月～ 調査開始
- ・ 令和 4 年 9 月～10 月 集計
- ・ 令和 4 年 11 月～令和 5 年 3 月 課題分析

4 アンケート案

別紙案のとおり

公共交通に関するアンケート調査										
世帯のことについてお答えください。数字に○をつけるか（ ）に記載をお願いします。（世帯主が代表して、ご回答ください。）										
問1：お住まい		①小学校区（ ）小学校 ②住所：水戸市（ ）町－（ ）丁目 （例）①小学校区：千波、②住所：水戸市千波町、水戸市中央1丁目								
問2：家族構成		①人数 （ ）人 ②家族構成 1.単身 2.夫婦のみ 3.親子 4.親世帯と子世帯の同居 5.親世帯・子世帯・孫世帯の同居 6.その他								
問3：①最寄駅、②最寄バス停の名称と自宅からの所要時間		①最寄駅名 （ ）駅 自宅からの所要時間（徒歩で）(1.3分以内 2.3～5分 3.5～7分 4.7～10分 5.10～15分 6.15～20分 7.20～25分 8.25～30分 9.30分以上) ②最寄バス停名 （ ）バス停 自宅からの所要時間（徒歩で）(1.3分以内 2.3～5分 3.5～7分 4.7～10分 5.10～15分 6.15分以上)								
個人についてお答え下さい。該当する項目に○をつけてください。（中学生以上のご家族の方、4人までご回答ください）										
設 問			世帯主		家族 1		家族 2		家族 3	
問4：性別・年代			1.男性 2.女性 （ ）歳代		1.男性 2.女性 （ ）歳代		1.男性 2.女性 （ ）歳代		1.男性 2.女性 （ ）歳代	
問5：ご職業（1つ選択）			4.会社員 5.公務員・団体職員等 6.自営業 7.パート・アルバイト 8.無職 9.その他（ ）		1.中学生 2.高校生 3.大学生・専門学校生 4.会社員 5.公務員・団体職員等 6.自営業 7.パート・アルバイト 8.無職 9.その他（ ）		1.中学生 2.高校生 3.大学生・専門学校生 4.会社員 5.公務員・団体職員等 6.自営業 7.パート・アルバイト 8.無職 9.その他（ ）		1.中学生 2.高校生 3.大学生・専門学校生 4.会社員 5.公務員・団体職員等 6.自営業 7.パート・アルバイト 8.無職 9.その他（ ）	
問6 普段の外出	(1) 通勤・通学に関する行動についてお聞きます →通勤・通学していない方は(2)にお進み下さい	①通勤・通学先の場所（1つ選択）	1.水戸市内→所在地：（ ）町－（ ）丁目 （又は施設名： ） 2.水戸市外→場所：（ ）都・県・市・町・村		1.水戸市内→所在地：（ ）町－（ ）丁目 （又は施設名： ） 2.水戸市外→場所：（ ）都・県・市・町・村		1.水戸市内→所在地：（ ）町－（ ）丁目 （又は施設名： ） 2.水戸市外→場所：（ ）都・県・市・町・村		1.水戸市内→所在地：（ ）町－（ ）丁目 （又は施設名： ） 2.水戸市外→場所：（ ）都・県・市・町・村	
		②出発、帰宅時刻	出発時刻（ ）時台 ⇒ 帰宅時刻（ ）時台		出発時刻（ ）時台 ⇒ 帰宅時刻（ ）時台		出発時刻（ ）時台 ⇒ 帰宅時刻（ ）時台		出発時刻（ ）時台 ⇒ 帰宅時刻（ ）時台	
		③主な交通手段（1つ選択）	1.鉄道 ⇒④へ 2.バス ⇒⑤へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他（ ）		1.鉄道 ⇒④へ 2.バス ⇒⑤へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他（ ）		1.鉄道 ⇒④へ 2.バス ⇒⑤へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他（ ）		1.鉄道 ⇒④へ 2.バス ⇒⑤へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他（ ）	
		④【設問③で鉄道を選ばれた方】は、降車駅と、乗車駅までの手段（1つ選択）	降車駅（ ）駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩		降車駅（ ）駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩		降車駅（ ）駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩		降車駅（ ）駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩	
		⑤【設問③でバスを選ばれた方】は、降車バス停名を記入	降車バス停（ ）		降車バス停（ ）		降車バス停（ ）		降車バス停（ ）	
	(2) 通院に関する行動についてお聞きます	①通院の状況（1つ選択）	1.ほぼ毎日 2.週1,2日(平日) 3.月1,2日(平日) 4.年数回 5.土日・祝日のみ 6.通院していない		1.ほぼ毎日 2.週1,2日(平日) 3.月1,2日(平日) 4.年数回 5.土日・祝日のみ 6.通院していない		1.ほぼ毎日 2.週1,2日(平日) 3.月1,2日(平日) 4.年数回 5.土日・祝日のみ 6.通院していない		1.ほぼ毎日 2.週1,2日(平日) 3.月1,2日(平日) 4.年数回 5.土日・祝日のみ 6.通院していない	
		②通院先の場所	1.水戸市内→所在地：（ ）町－（ ）丁目 （又は施設名： ） 2.水戸市外→場所：（ ）都・県・市・町・村		1.水戸市内→所在地：（ ）町－（ ）丁目 （又は施設名： ） 2.水戸市外→場所：（ ）都・県・市・町・村		1.水戸市内→所在地：（ ）町－（ ）丁目 （又は施設名： ） 2.水戸市外→場所：（ ）都・県・市・町・村		1.水戸市内→所在地：（ ）町－（ ）丁目 （又は施設名： ） 2.水戸市外→場所：（ ）都・県・市・町・村	
		③出発、帰宅時刻	出発時刻（ ）時台 ⇒ 帰宅時刻（ ）時台		出発時刻（ ）時台 ⇒ 帰宅時刻（ ）時台		出発時刻（ ）時台 ⇒ 帰宅時刻（ ）時台		出発時刻（ ）時台 ⇒ 帰宅時刻（ ）時台	
		④主な交通手段（1つ選択）	1.鉄道 ⇒⑤へ 2.バス ⇒⑥へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他（ ）		1.鉄道 ⇒⑤へ 2.バス ⇒⑥へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他（ ）		1.鉄道 ⇒⑤へ 2.バス ⇒⑥へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他（ ）		1.鉄道 ⇒⑤へ 2.バス ⇒⑥へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他（ ）	
		⑤【設問④で鉄道を選ばれた方】は、降車駅と、乗車駅までの手段（1つ選択）	降車駅（ ）駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩		降車駅（ ）駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩		降車駅（ ）駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩		降車駅（ ）駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩	
	⑥【設問④でバスを選ばれた方】は、降車バス停名を記入	降車バス停（ ）		降車バス停（ ）		降車バス停（ ）		降車バス停（ ）		

裏面にも続きます。ご協力お願いいたします。

設 問			世帯主	
問7 普段の外出	全員にお聞きします (3) 買物・その他の外出に関する行動についてお聞きします (自宅から出かけるときのことを想定して回答してください。)	①主な外出目的 (1つ選択)	1.買い物 2.習い事 3.レジャー 4.その他 ()	
		②外出の状況 (1つ選択)	1.ほぼ毎日 2.週1,2日(平日) 3.月1,2日(平日) 4.年数回 5.土日・祝日のみ 6.外出しない	
		③出発、帰宅時刻	出発時刻()時台 ⇒ 帰宅時刻()時台	
		④主な外出先の場所	1.水戸市内→所在地:()町-()丁目 (又は施設名:) 2.水戸市外→場所:()都・県・市・町・村	
		⑤主な交通手段 (1つ選択)	1.鉄道 ⇒⑥へ 2.バス ⇒⑦へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他 ()	
		⑥【設問⑤で鉄道を選ばれた方】は、降車駅と、乗車駅までの手段(1つ選択)	降車駅()駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩	
		⑦【設問⑤でバスを選ばれた方】は、乗降バス停名を記入	降車バス停()	
問8:あなたがお住まいの地区での公共交通(路線バス)についてお聞きします。 (1)路線バスサービスに対し、どのように感じていますか。			1.非常に満足 2.満足 3.普通 4.不満⇒(2), (3)へ 5.非常に不満⇒(2), (3)へ	
(2)(1)で「4.不満」又は「5.非常に不満」を選ばれた方にお聞きします。不満が大きい順に該当する番号を3つ並べてください。			1.バスが来る時間が予測できない 2.目的地までの時間が予測できない 3.目的地に行くのに乗換えが必要 4.運行時刻や運行本数などの情報がない 5.バス路線が複雑で利用しづらい 6.バスの本数が少ない 7.バス停が遠い 8.目的地へ向かうバスがない 9.自宅近くをバスが運行していない 10.バスの運賃が高い 11.バス停に椅子、待合所がない 12. 運賃の支払い方法がわかりづらい 13.その他() 不満の大きい順に、3位まで並べてください。 1位()⇒2位()⇒3位()	
(3)(1)で「4.不満」又は「5.非常に不満」を選ばれた方にお聞きします。 (2)の不満が解消したら、バスの利用状況は変わりますか。			1.バスを利用する回数が増える 2.バスを利用する回数は変わらない 3.解消しても、バスは利用しない	
家族 1				
1.買い物 2.習い事 3.レジャー 4.その他 ()				
1.ほぼ毎日 2.週1,2日(平日) 3.月1,2日(平日) 4.年数回 5.土日・祝日のみ 6.外出しない				
出発時刻()時台 ⇒ 帰宅時刻()時台				
1.水戸市内→所在地:()町-()丁目 (又は施設名:) 2.水戸市外→場所:()都・県・市・町・村				
1.鉄道 ⇒⑥へ 2.バス ⇒⑦へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他 ()				
降車駅()駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩				
降車バス停()				
1.非常に満足 2.満足 3.普通 4.不満⇒(2), (3)へ 5.非常に不満⇒(2), (3)へ				
1.バスが来る時間が予測できない 2.目的地までの時間が予測できない 3.目的地に行くのに乗換えが必要 4.運行時刻や運行本数などの情報がない 5.バス路線が複雑で利用しづらい 6.バスの本数が少ない 7.バス停が遠い 8.目的地へ向かうバスがない 9.自宅近くをバスが運行していない 10.バスの運賃が高い 11.バス停に椅子、待合所がない 12. 運賃の支払い方法がわかりづらい 13.その他() 不満の大きい順に、3位まで並べてください。 1位()⇒2位()⇒3位()				
1.バスを利用する回数が増える 2.バスを利用する回数は変わらない 3.解消しても、バスは利用しない				
家族 2				
1.買い物 2.習い事 3.レジャー 4.その他 ()				
1.ほぼ毎日 2.週1,2日(平日) 3.月1,2日(平日) 4.年数回 5.土日・祝日のみ 6.外出しない				
出発時刻()時台 ⇒ 帰宅時刻()時台				
1.水戸市内→所在地:()町-()丁目 (又は施設名:) 2.水戸市外→場所:()都・県・市・町・村				
1.鉄道 ⇒⑥へ 2.バス ⇒⑦へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他 ()				
降車駅()駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩				
降車バス停()				
1.非常に満足 2.満足 3.普通 4.不満⇒(2), (3)へ 5.非常に不満⇒(2), (3)へ				
1.バスが来る時間が予測できない 2.目的地までの時間が予測できない 3.目的地に行くのに乗換えが必要 4.運行時刻や運行本数などの情報がない 5.バス路線が複雑で利用しづらい 6.バスの本数が少ない 7.バス停が遠い 8.目的地へ向かうバスがない 9.自宅近くをバスが運行していない 10.バスの運賃が高い 11.バス停に椅子、待合所がない 12. 運賃の支払い方法がわかりづらい 13.その他() 不満の大きい順に、3位まで並べてください。 1位()⇒2位()⇒3位()				
1.バスを利用する回数が増える 2.バスを利用する回数は変わらない 3.解消しても、バスは利用しない				
家族 3				
1.買い物 2.習い事 3.レジャー 4.その他 ()				
1.ほぼ毎日 2.週1,2日(平日) 3.月1,2日(平日) 4.年数回 5.土日・祝日のみ 6.外出しない				
出発時刻()時台 ⇒ 帰宅時刻()時台				
1.水戸市内→所在地:()町-()丁目 (又は施設名:) 2.水戸市外→場所:()都・県・市・町・村				
1.鉄道 ⇒⑥へ 2.バス ⇒⑦へ 3.タクシー 4.バイク 5.自動車(自分で運転) 6.自動車(家族の送迎) 7.自転車 8.徒歩 9.その他 ()				
降車駅()駅 1.バス 2.タクシー 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.バイク 6.自転車 7.徒歩				
降車バス停()				
1.非常に満足 2.満足 3.普通 4.不満⇒(2), (3)へ 5.非常に不満⇒(2), (3)へ				
1.バスが来る時間が予測できない 2.目的地までの時間が予測できない 3.目的地に行くのに乗換えが必要 4.運行時刻や運行本数などの情報がない 5.バス路線が複雑で利用しづらい 6.バスの本数が少ない 7.バス停が遠い 8.目的地へ向かうバスがない 9.自宅近くをバスが運行していない 10.バスの運賃が高い 11.バス停に椅子、待合所がない 12. 運賃の支払い方法がわかりづらい 13.その他() 不満の大きい順に、3位まで並べてください。 1位()⇒2位()⇒3位()				
1.バスを利用する回数が増える 2.バスを利用する回数は変わらない 3.解消しても、バスは利用しない				

設 問	世 帯 主	家 族 1	家 族 2	家 族 3
問9.お住まいの近くを運行しているバス路線または、現在利用しているバス路線の維持・存続について、あなたの考えをお答え下さい。 (1)バス路線が廃止されたら、お困りになりますか。 (1つ選択)	1. 普段利用していないので困らない 2. 利用していないが困る 3. 利用しているため困る ⇒(2), (3)へ	1. 普段利用していないので困らない 2. 利用していないが困る 3. 利用しているため困る ⇒(2), (3)へ	1. 普段利用していないので困らない 2. 利用していないが困る 3. 利用しているため困る ⇒(2), (3)へ	1. 普段利用していないので困らない 2. 利用していないが困る 3. 利用しているため困る ⇒(2), (3)へ
(2)(1)で「3. 利用しているため困る」を選ばれた方にお聞きます。バス路線が廃止された場合、代替手段はありますか。	1. ある 2. ない ↓ 「1.ある」と回答された方は、その手段をお答え下さい。(1つ選択) 1.タクシー 2.バイク・原付 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.自転車	1. ある 2. ない ↓ 「1.ある」と回答された方は、その手段をお答え下さい。(1つ選択) 1.タクシー 2.バイク・原付 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.自転車	1. ある 2. ない ↓ 「1.ある」と回答された方は、その手段をお答え下さい。(1つ選択) 1.タクシー 2.バイク・原付 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.自転車	1. ある 2. ない ↓ 「1.ある」と回答された方は、その手段をお答え下さい。(1つ選択) 1.タクシー 2.バイク・原付 3.自動車(自分で運転) 4.自動車(家族の送迎) 5.自転車
(3)(1)で「3. 利用しているため困る」を選ばれた方にお聞きます。バス事業者から路線の廃止が示された場合、どのように対応すべきだと思いますか。 (1つ選択)	1. バス事業者が廃止と判断したのであれば、やむを得ない 2. 市民や自治会など地域ぐるみでもっと利用して、存続させるようにするべき 3. バス事業者が路線を継続できるよう、行政が支援をすべき 4. その他 〔 〕	1. バス事業者が廃止と判断したのであれば、やむを得ない 2. 市民や自治会など地域ぐるみでもっと利用して、存続させるようにするべき 3. バス事業者が路線を継続できるよう、行政が支援をすべき 4. その他 〔 〕	1. バス事業者が廃止と判断したのであれば、やむを得ない 2. 市民や自治会など地域ぐるみでもっと利用して、存続させるようにするべき 3. バス事業者が路線を継続できるよう、行政が支援をすべき 4. その他 〔 〕	1. バス事業者が廃止と判断したのであれば、やむを得ない 2. 市民や自治会など地域ぐるみでもっと利用して、存続させるようにするべき 3. バス事業者が路線を継続できるよう、行政が支援をすべき 4. その他 〔 〕
問10. 水戸市の公共交通に関して、ご要望、ご意見等ありましたら、右欄にご記入下さい。 (ご家族の方、どなたがお答え頂いてもかまいません。)				

アンケートにご協力ありがとうございました。
同封されている、返信用の封筒で、 月 日までに、郵便ポストへ投函をお願いいたします。

関鉄グループバス共通 IC金額式定期券について

1 概要

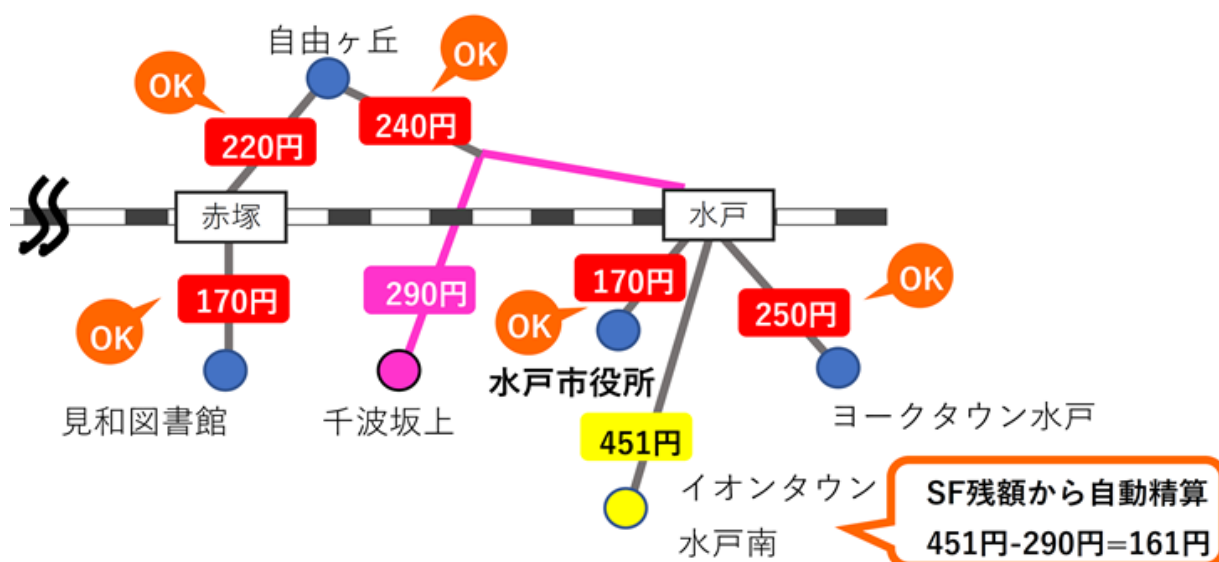
関東鉄道グループでは、令和4年4月1日から、路線バスの定期券を従来の紙製の定期券からSuica及びPASMOでの定期券に切り替えたことに併せて、区間を指定せずに、運賃で定期券を作成する「金額式定期券」を導入した。

これにより、指定運賃内での区間であれば、どの区間であっても定期券を利用できることとなった。

2 使用例

水戸駅（北口）～千波坂上間（運賃 290 円）の金額定期券を利用する場合

- ・ 通勤・通学等における定期券として使用可能
- ・ 運賃 290 円以内の区間であれば，使用可能
- ・ 運賃 290 円を超える区間を利用した場合，チャージした金額から超過分を精算



3 対象路線

茨城県内の関東鉄道グループのバス路線

※ ただし，高速バス，県庁シャトルバス等一部路線を除く。

路線バス「常磐の杜線」の延伸について

1 概要

水戸市元石川町内の住宅団地「常磐の杜」では、現在、団地中央部のバス停「常磐の杜中央」から元石川団地、水戸中央病院等を経由し、水戸駅（北口）及び茨城大学方面間を運行する路線バスが茨城交通によって運行されている。

当該団地は近年宅地開発が更に進み、現行のバス停留所の先の地区でも住民が増加している。

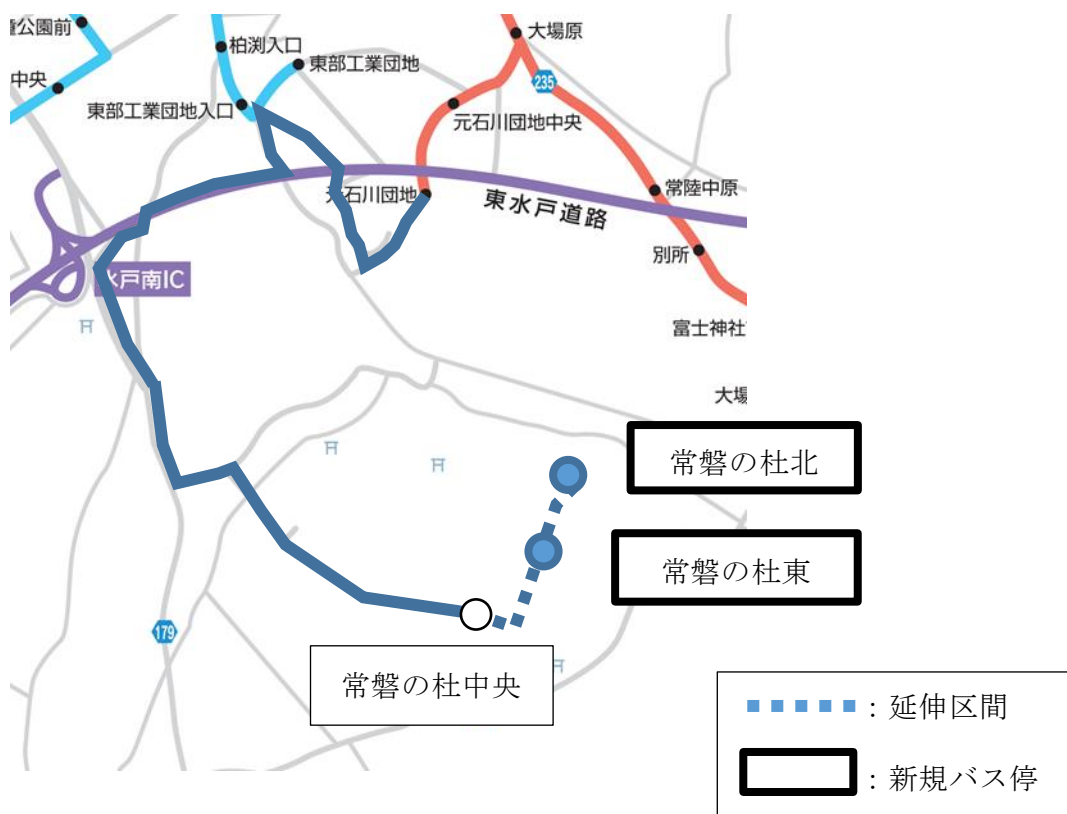
このため、需要に即した路線の延伸を行うものである。

2 実施内容

(1) 運行開始日

令和4年9月1日から

(2) 延伸区間



令和 4 年度における 1,000 円タクシーの運行方針について

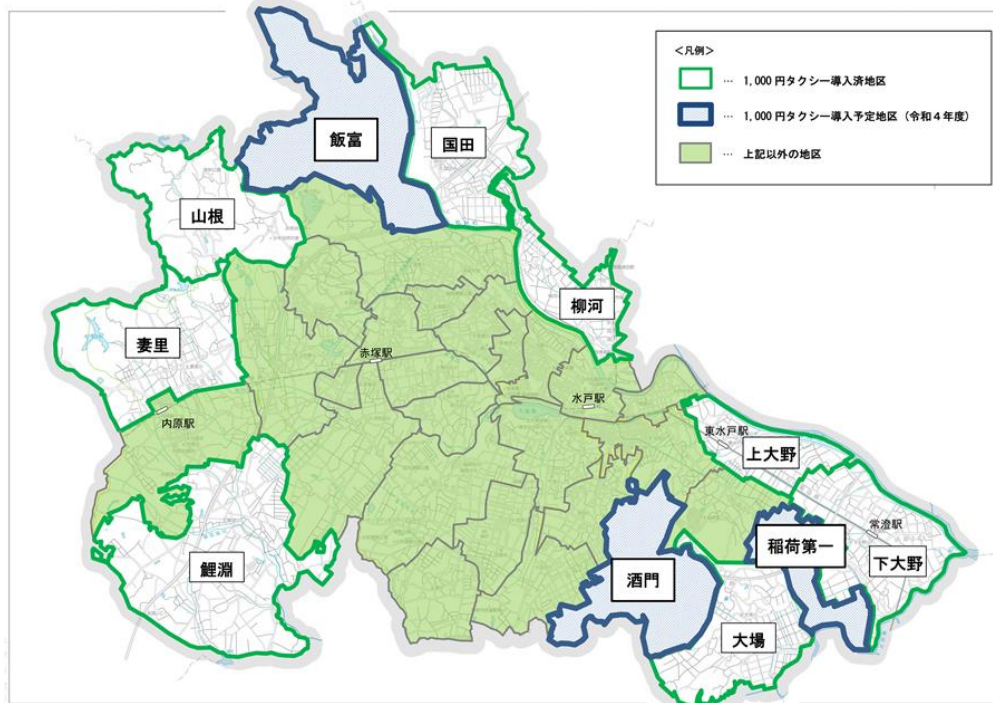
1 概要

本市では、「水戸市公共交通基本計画」の重点施策に位置付けた「新たな移動手段の導入」に係る取組の一つとして、公共交通空白地区での交通手段確保のため、地区住民が指定された目的地（日常生活圏域、医療機関、交通結節点等）まで利用できる「1,000 円タクシー」の導入を進めてきた。

当初設定した 11 地区中 8 地区（国田、柳河、大場、妻里、山根、鯉淵、上大野及び下大野地区）で運行しているが、今年度は残る 3 地区に導入し、全地区で運行を開始する。

2 新規導入地区

飯富、酒門及び稲荷第一地区（3 地区）



3 導入開始時期

令和 4 年 10 月 1 日から

4 運行内容等の見直しについて

令和 3 年度は、運行地区の統合や指定目的地の見直しを図ったが、更なる利用促進のため、令和 4 年 10 月 1 日から以下のとおり運行内容等を見直して運行する。

(1) 名称の変更

これまでの料金体系の見直しにより、「1,000 円」の名称が事業の実態と乖離してきたため、地区内の各小学校児童から名称を募集し、新たな名称として「水都（すいっ）とタクシー」を採用することとした。

(2) その他

料金、指定目的地等を見直しや、運行地区の統合を実施する予定

水戸市内でのシェアサイクルの導入について

1 概要

本市では「水戸市公共交通基本計画」において、「コミュニティサイクル等の整備」を重点施策の一つに位置付けており、商店街や観光施設の回遊性の向上及び公共交通網の補完のため、既存のレンタサイクルの拡充やコミュニティサイクル等の整備について検討することとしている。

また、「水戸市自転車活用推進計画」においても重点施策の一つに位置付けており、社会実験等により設備や仕組みを検討し、適切なシステムを導入することとしている。

これらに係る取組の一つとして、令和5年度からシェアサイクルを導入する。

2 実施内容（予定）

(1) 導入車両

電動アシスト付き自転車 30 台

(2) サイクルポート設置場所

5 か所程度（想定箇所は、下図のとおり）



3 スケジュール

- ・ 令和5年2月～3月 導入準備
- ・ 令和5年4月～ 導入開始（予定）

水戸市都市交通戦略会議規約

(設置)

第1条 水戸市は、総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項及び都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付け国都街第77号）第2第1項、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、水戸市都市交通戦略会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を茨城県水戸市中央1丁目4番1号に置く。

(所掌事項)

第3条 交通会議は、次の各号に掲げる事項の協議及び事業を行う。

- (1) 公共交通に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 公共交通に係る計画に関すること。
- (3) 公共交通に係る計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 交通会議は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
- (6) 関係行政機関
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 前各号に掲げる者のほか、会議が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によって選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(全体会議)

第7条 交通会議の全体会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において決した事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 交通会議に、第3条各号に掲げる事項について調査及び研究をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する部会員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出し、部会の運営については、第7条の規定を準用する。

5 部会において調査及び研究を行った場合は、当該調査及び研究の結果を会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の庶務を行うため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、水戸市市長公室交通政策課に置く。

3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局長は水戸市市長公室交通政策課長を、事務局員は同課の職員をもって充てる。

(経費)

第11条 交通会議の運営に関する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成26年7月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年1月15日から施行する。

水戸市都市交通戦略会議会長専決規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水戸市都市交通戦略会議規約第13条の規定に基づき、水戸市都市交通戦略会議（以下「交通会議」という。）会長による専決処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専決処分)

第2条 会長は、交通会議の全体会議を招集する時間的余裕や当該案件の内容を考慮し、会議の議決を得る必要がないと認められるときは、会長において専決処分にすることができる。

(報告)

第3条 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の交通会議の全体会議において報告し、その承認を得なければならない。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成26年7月29日から施行する。

水戸市都市交通戦略会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水戸市都市交通戦略会議規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、水戸市都市交通戦略会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入を収入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費を支出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調整し、交通会議の全体会議（以下「会議」という。）において議決を得なければならない。

(予算の補正等)

第3条 交通会議予算の補正等について、会議を招集する時間的余裕や補正等の内容を考慮し、会議の議決を得る必要がないと認められるときは、会長において専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により予算の補正等を専決処分したときは、次の交通会議の会議においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

3 会長は、当該年度の予算を閉鎖してから翌年度の予算が議決されるまでの間における経費について、当該年度の予定繰越金の範囲内でこれを支払うことができる。

(予算の区分)

第4条 収入予算の科目は、別表第1のとおりとする。

2 支出予算の科目は、別表第2のとおりとする。

(出納及び現金の保管)

第5条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他の会計事務を行う。

(予算の執行)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 出納簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条第3項の規定に基づく監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(準用規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、交通会議の財務については、水戸市の財務に関する規定に準拠することとするが、軽易なものについてはこの限りではない。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年7月29日から施行する。

(会計年度の特例)

2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成26年度における会計年度は、この規程の施行の日から始まるものとする。

別表第1 (第4条第1項関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
	2 その他の補助金	1 その他の補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 預金利子
		2 雑入

別表第2 (第4条第2項関係)

款	項	目
1 事業費	1 事業費	1 事業費
2 総務費	1 総務費	1 会議費
		2 事務費
3 予備費	1 予備費	1 予備費